

第 8 号議案

乙訓休日応急診療所設置条例の一部改正について

乙訓休日応急診療所設置条例（昭和 57 年長岡京市条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

乙訓休日応急診療所の移転に伴い、位置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

乙訓休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例

乙訓休日応急診療所設置条例（昭和57年長岡京市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は次のとおりとする。</p> <p>名称 乙訓休日応急診療所</p> <p>位置 長岡京市下海印寺下内田101番地</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診療所の利用を制限することができる。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第11条 診療所の円滑な運営を図るため、乙訓休日応急診療所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 【略】</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は次のとおりとする。</p> <p>名称 乙訓休日応急診療所</p> <p>位置 長岡京市今里北ノ町39番4</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、診療所の利用を制限することができる。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第11条 診療所の円滑な運営をはかるため、乙訓休日応急診療所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 【略】</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。